

資料編

筑西市環境基本計画策定経過

期 日	会 議 等
平成 27 年 10 月 29 日	第 1 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画策定について
市民・事業者： 平成 28 年 1 月 20 日～2 月 15 日 小学校・中学校： 平成 28 年 1 月 15 日～1 月 29 日	アンケート調査
平成 28 年 2 月 15 日	第 1 回筑西市環境審議会 ・基礎調査結果の報告，骨子案の検討
平成 28 年 2 月 22 日	第 2 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・基礎調査結果の報告，骨子案の検討
平成 28 年 3 月 22 日	第 3 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・アンケート結果報告，基礎調査
平成 28 年 9 月 26 日	第 1 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・環境の将来像の検討，施策の体系及び展開の検討
平成 28 年 11 月 28 日	第 2 回筑西市環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画(素案)の検討
平成 29 年 1 月 27 日	第 1 回筑西市環境審議会 ・環境基本計画(素案)の検討及び諮問
平成 29 年 2 月 4 日～3 月 5 日	市民意見募集（パブリックコメント）
平成 29 年 3 月 17 日	第 2 回筑西市環境審議会 ・市民意見募集の結果及び答申について



筑環境諮問第1号
平成29年1月24日

筑西市環境審議会
会長 深谷 毅 様

筑西市長 須藤 茂

筑西市環境基本計画（素案）について（諮問）

筑西市環境基本計画（素案）について貴審議会のご意見を賜りたく、筑西市環境審議会条例（平成17年条例第116号）第2条の規定に基づき、諮問いたします。

（諮問理由）

本市は、平成26年度に「筑西市環境基本条例」を制定し、平成27年4月1日から施行しています。条例第9条で、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「筑西市環境基本計画」を定めることとしています。

今日の環境問題に対処し、豊かな自然環境や歴史的資源を継承していくとともに、中・長期的な視野に立ち、健康で文化的な生活を営みながら、市民・市民団体・事業者・市が協働した環境負荷の少ない、総合的な環境づくりを推進するため、「筑西市環境基本計画（素案）」を策定いたしましたので貴審議会の意見を求めるものです。

平成29年3月28日

筑西市長
須 藤 茂 様

筑西市環境審議会
会長 深 谷 毅

筑西市環境基本計画（素案）について（答申）

平成29年1月24日付をもって諮問のあった筑西市環境基本計画（素案）について、本審議会で慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

- 1 筑西市環境基本計画（素案）について、市民、市民団体、事業者等の代表者10名からなる筑西市環境基本計画策定委員会により、熱心な協議のうえにまとめられており、市民、市民団体、事業者、関係機関の意見が十分反映された計画となっていることから、適切な計画であると認めます。
- 2 本計画の実現に向けて、下記事項に十分配慮のうえ推進に努めること。
 - (1) 市民、市民団体、事業者、行政の協働による環境保全の取り組みを積極的に推進すること。
 - (2) 施策を実施するうえで必要な予算については、予算措置等を十分に検討すること。
 - (3) 市民、市民団体、事業者等に対して、期待するものが多くあるので、理解と協力が得られるよう広報、啓発等を積極的に行い、周知徹底を図ること。
 - (4) 環境基本計画実施計画に基づき、適切な事業の推進に努めること。
 - (5) 目標指標の実現に向けて努力すること。

筑西市環境審議会委員名簿

区分	氏名	職業・役職等（選出団体）	備考
識見を有する者	榎戸 甲子夫	筑西市議会総務企画委員長	
	田中 隆徳	筑西市議会総務企画副委員長	
	水柿 重壽	筑西市農業委員会会長	
	荘司 達夫	県西県民センター環境・保安課長	
	寺門 正裕	筑西土木事務所道路管理課長	
	前島 雅人	筑西警察署生活安全課長	
	榎戸 久	真壁医師会筑西支部長	
	吉澤 貴美子	筑西市教育委員会教育委員長	
	深谷 毅	茨城県自然保護指導員	会長
	藤枝 祥一	一般社団法人 茨城県産業廃棄物協会理事	
市民の代表者	袖山 信勝	筑西市自治連合会会長	
	松崎 清	筑西市自治連合会副会長	
	為我井 茂	筑西市自治連合会副会長	
	中島 悌次	筑西市自治連合会副会長	
	野澤 和子	筑西市地域女性団体連絡会会長	副会長
	初澤 弘子	筑西市水環境クリーン推進委員会副会長	
事業者等の代表者	宮地 保尋	下館第一工業団地連絡協議会 ヒノマル（株）関東工場工場長	
	湯本 真一	下館第二工業団地連絡協議会 積水化成品関東（株）下館製造グループ長	
	梅田 康貴	つくば関城工業団地連絡協議会 （株）ウメダ営業管理部長兼つくば工場長	
	小槍 洋介	つくば明野工業団地連絡協議会 （株）メトーカケフ副工場長	

筑西市環境基本計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名	職業・役職等	備考	
学識経験を有する者	専門的知識所有者	早瀬 長利	茨城県環境アドバイザー	委員長 県環境アドバイザー
		小幡 和男	ミュージアムパーク県自然博物館 副参事兼企画課長	副委員長 県教育委員会職員
		高橋 郷史	茨城県立岩瀬高等学校長	県教育委員会職員
		古池 源造	茨城県ボランティア U.D 監視員	
		森田 比米子	茨城県地球温暖化防止活動推進員	
市民団体等の関係者	中川 行夫	NPO 法人里山を守る会会長		
	中島 和子	筑西市水環境クリーン推進委員会 顧問		
	國府田 喜久男	系線川周辺の自然を守る筑西連絡会 会長		
本市の区域内に 在する事業者	高橋 啓	日立化成(株)下館事業所 環境安全管理センター安全担当部長		
	永島 直樹	公益社団法人下館青年会議所 理事長 栄進堂印刷(株) 常務取締役		



平成 27 年 3 月 25 日

条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境の保全等に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針(第 8 条)

第 2 節 環境基本計画等(第 9 条—第 11 条)

第 3 節 基本施策(第 12 条—第 19 条)

第 3 章 推進体制(第 20 条—第 23 条)

附則

私たちのまち筑西市は、筑波山を望む広大な田園とそこを流れる鬼怒川・小貝川・五行川などの河川、緑豊かな里山・平地林などの潤いのある自然環境に恵まれ、商業や工業の集積、豊かな農産物の生産、歴史的資源・伝統文化の継承など、茨城県西地域において中心的な役割を担ってきた。

しかしながら、近年における社会経済の発展や生活様式の多様化に伴い、環境問題が深刻な事態となっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境資源を「市民共有の財産」として守り育みながら、後世に引き継ぐ責務を負っていると同時に、限りある環境資源の中で自然と人間が共生し、環境への負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、筑西市における豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを目的として、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全及び創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本理念を定め、市、市民、事業者及び滞在者(観光、労働、就学その他の目的で本市の区域内に滞在する者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来における市民の健康で快適かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) **地球環境の保全** 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (2) **環境への負荷** 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) **公害** 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 現在及び将来において市民が本市の豊かな自然環境の恵みを楽しむよう、自然と人との共生を確保すること。
- (2) 健全で持続的な経済の発展を図りながら、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (3) 市、市民及び事業者の地域における日常生活や事業活動は、地球環境全体に影響を及ぼすものであることを認識し、地球環境の保全に資する施策に積極的に参画すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(市民の責務)

第 5 条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動を積極的に推進し、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うときは、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の適正な処理を行うとともに、その発生の抑制等を進めることにより環境への負荷の低減に努めなければならない。

(滞在者の責務)

第 7 条 滞在者は、基本理念にのっとり市が実施する環境の保全等に関する施策に協力し、本市における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

第2章 環境の保全等に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

(基本施策)

第8条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に実現するものとする。

- (1) 公害を防止し、大気環境、水環境、土壌環境その他の環境を良好な状態に保持することにより、市民の健康を保護し、安全な生活環境を確保すること。
- (2) 野生生物の種及びその多様性を保護するとともに、自然と人との共生を確保すること。
- (3) 森林、農地、水辺等における多様な自然景観及び歴史的文化的な遺産を良好に保全すること。
- (4) 地球環境の保全及び資源・エネルギーの有効利用を図ること。
- (5) 廃棄物の減量、リサイクル等の推進を図ること。
- (6) 市民の環境の保全等に関する意識の高揚及び活動意欲の増進に寄与するため、環境の保全等に関する学習の機会の充実に努めること。

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、筑西市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、環境の保全等についての目標及び施策の方向を示すものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者(以下「市民等」という。)の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、筑西市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 第3項及び前項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図り、環境の保全等について配慮しなければならない。

(環境に関する報告)

第11条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の実施状況等について定期的に報告書を作成し、公表するものとする。

第3節 基本施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者がその事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全等について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全)

第 13 条 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境を良好な状態に保全するように努めるとともに、野生生物の生育又は生息に配慮し、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

(循環型社会への促進)

第 14 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効活用に取り組むものとする。

3 市及び市民等は、環境への負荷の低減に資する製品等を利用するよう努めるものとする。

(環境の保全等に関する教育、学習及び啓発の推進等)

第 15 条 市は、市民等が環境の保全等について関心と理解を深めるとともに、自発的に活動を行う意欲が増進されるように、環境の保全等に関する意識向上の啓発、教育の充実及び学習の推進を図り、並びにそれらに資するための情報提供、広報活動等の充実を努めるものとする。

(市民等の自発的な活動の推進)

第 16 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全等に関する活動を促進するため、市民等が情報交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との協働の推進)

第 17 条 市は、環境基本計画に基づき、市民等とともにそれぞれの役割に応じて環境の保全等に資するための活動を協働して行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的助成措置)

第 18 条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全等に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第 19 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定め範囲内で次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 公害を防止するために必要な規制の措置

(2) 自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に対する必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、市は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定め範囲内で必要な規制及び指導の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(監視、測定等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(情報の収集及び調査の実施)

第21条 市は、環境の保全等に関する施策を適正に推進するため、公害の防止及び自然環境その他の環境の保全等に関する事項について、情報の収集及び必要な調査を実施するよう努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、環境の保全等に関する活動を市民等とともに協働して推進し、市の機関相互の緊密な連携及び環境の保全等に関する施策の調整を図ることができるよう体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、又は実施するに当たり、広域的な取り組みを必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

アンケート調査

アンケート調査の概要

配布先・配布数

配布先	配布数
市民	2,500
事業者	100
小学校	879
中学校	984

小学校及び中学校の配布先内訳

小学校名	配布数	小学校名	配布数	中学校名	配布数	
中小	22	関城西小	60	協和中	142	
小栗小	28	嘉田生崎小	13	明野中	149	
新治小	62	太田小	115	関城中	131	
古里小	25	河間小	15	下館北中	44	
長譚小	18	五所小	33	下館南中	204	
上野小	18	養蚕小	60	下館西中	148	
鳥羽小	15	竹島小	32	下館中	166	
村田小	26	伊譚小	30			
大村小	37	川島小	93			
関城東小	66	下館小	111			
小学校 計			879	中学校 計		984

調査の期間

配布先	調査期間
市民・事業者	平成 28 年 1 月 20 日 ~ 2 月 15 日
小学校・中学校	平成 28 年 1 月 15 日 ~ 1 月 29 日

回収率

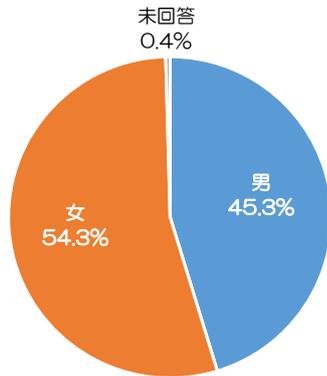
配布先	回収率 (回収数)
市民	36.5 % (912/2,500)
事業者	65.0 % (65/ 100)

※小学校・中学校は、100%の回収率

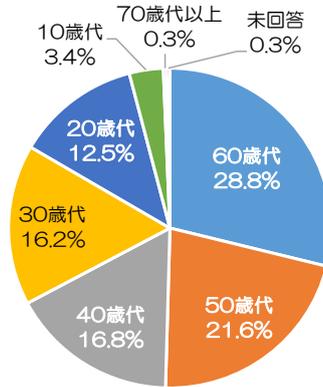
市民アンケート調査結果

質問1 回答した市民の基本情報

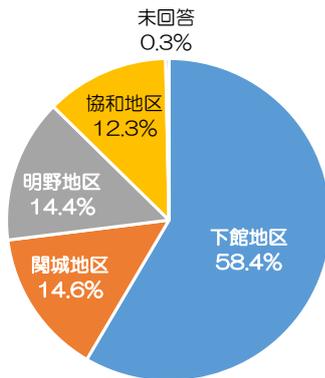
(1) 性別



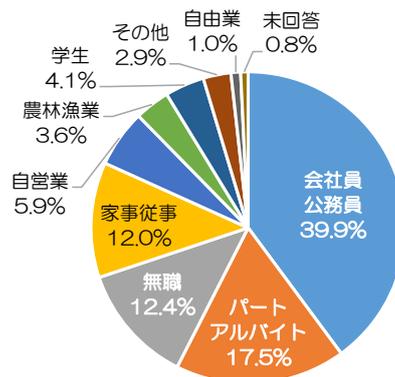
(2) 年齢



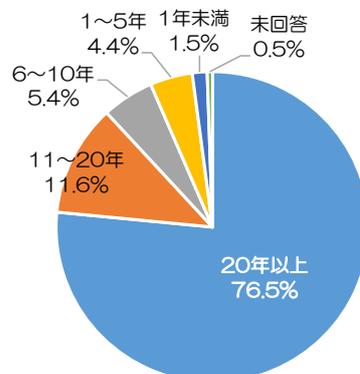
(3) 居住地域



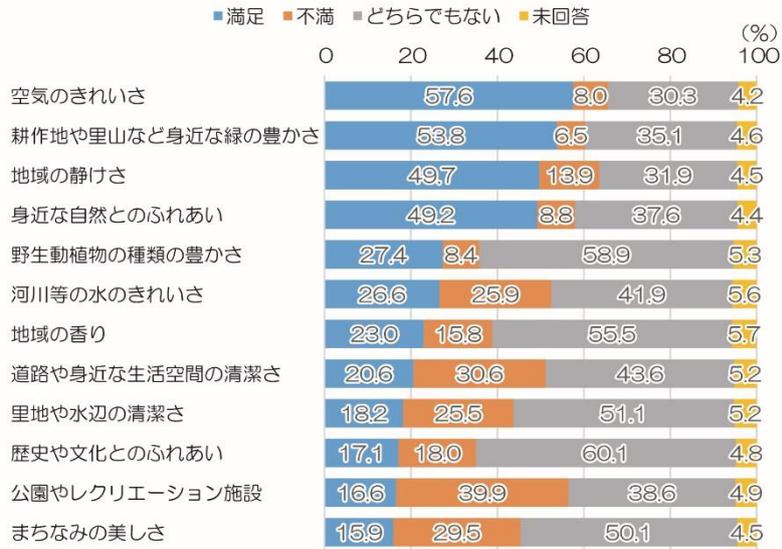
(4) 従事する職業



(5) 居住年数



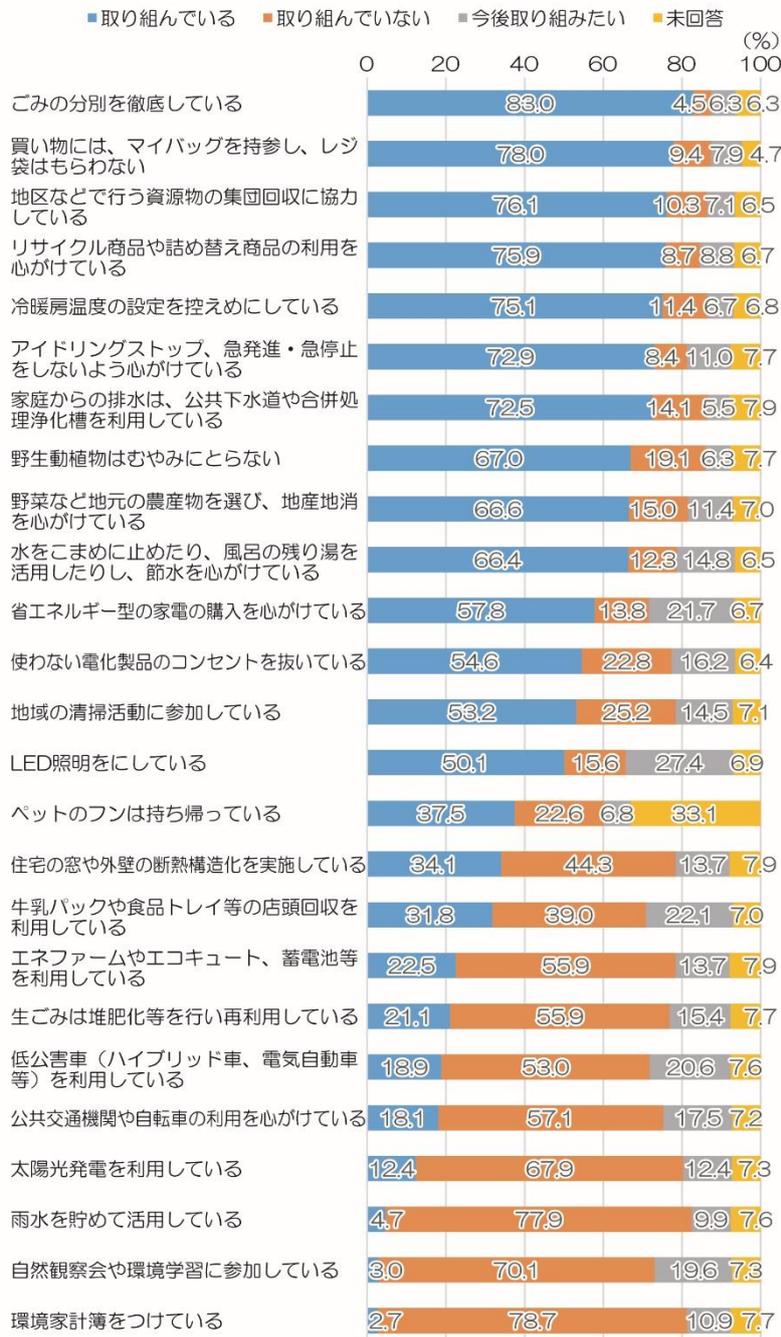
質問2 居住地域の環境への満足度について



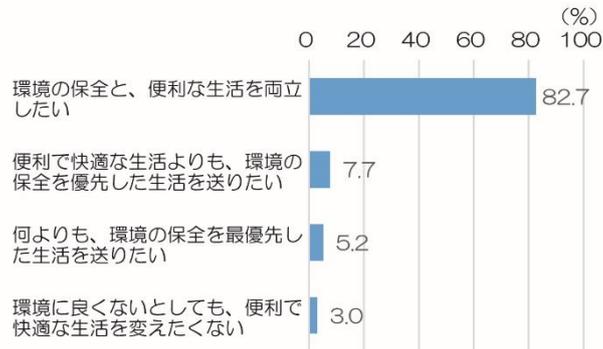
質問3 地域の環境問題への関心について



質問4 日常生活で実施している環境保全に向けた取組について



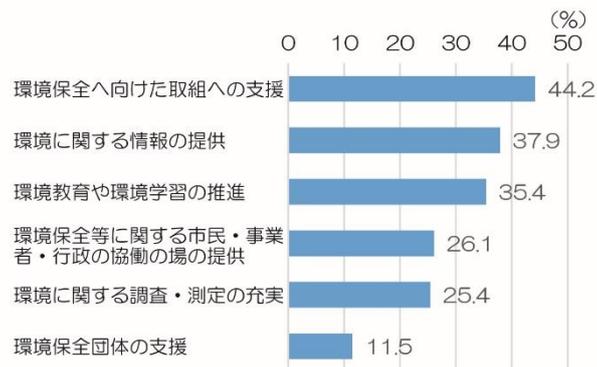
質問5 環境保全と生活の便利さに関する考え方について



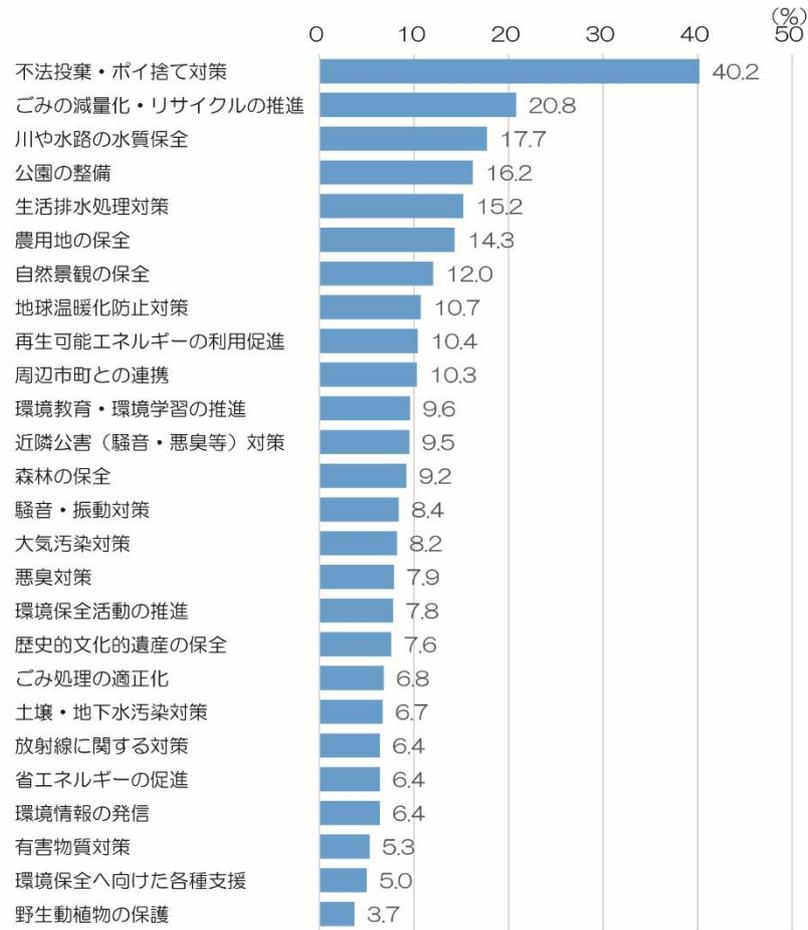
質問6 筑西市の環境の将来について



質問7 環境保全に対する市への要望



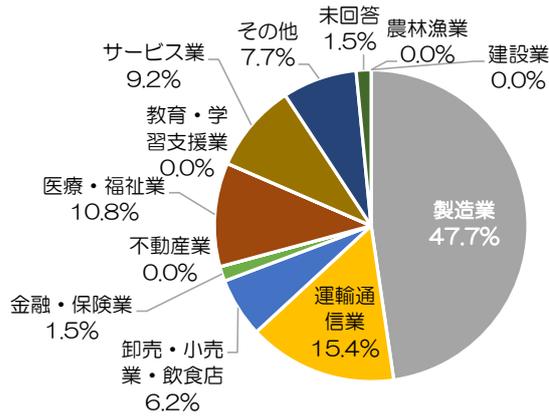
質問8 市が優先すべき環境施策について



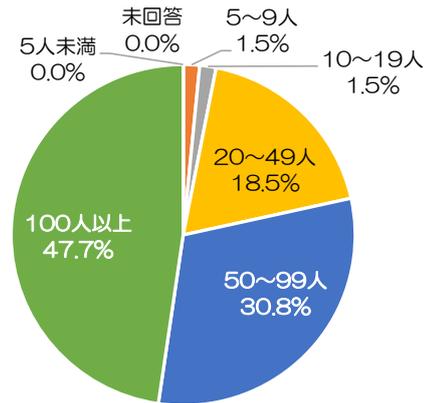
事業者アンケート調査結果

質問1 回答した事業所の基本情報

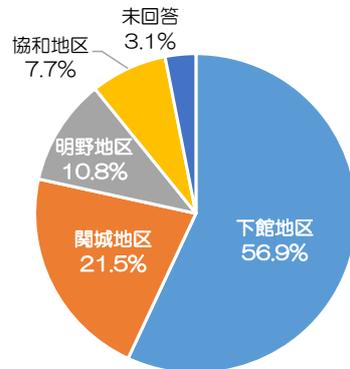
(1) 事業所の業種



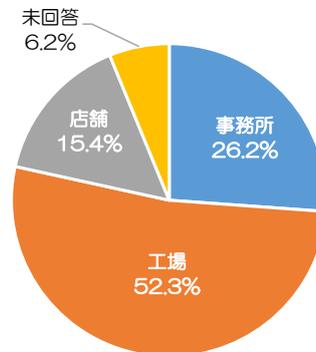
(2) 事業所の従業員数



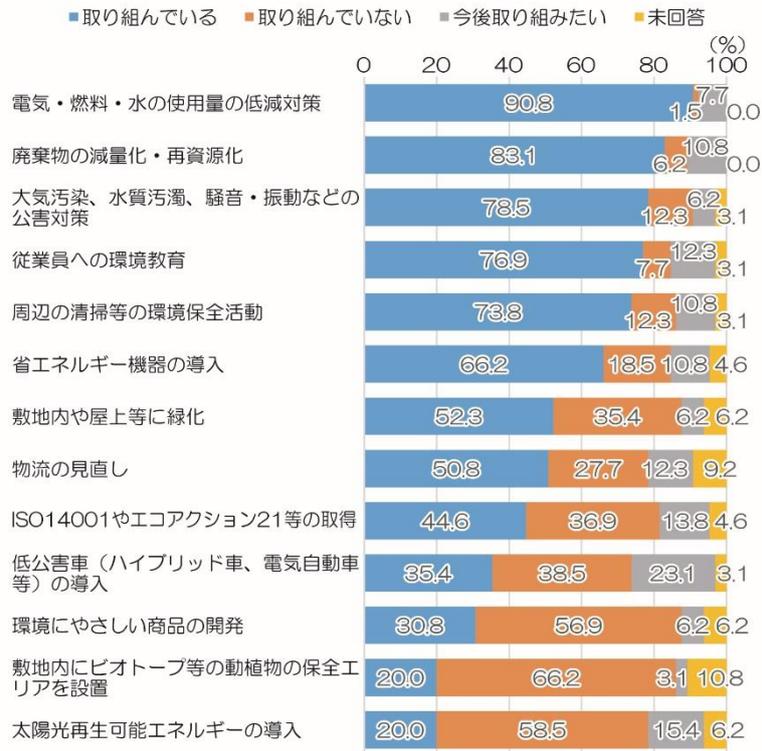
(3) 事業所の所在地



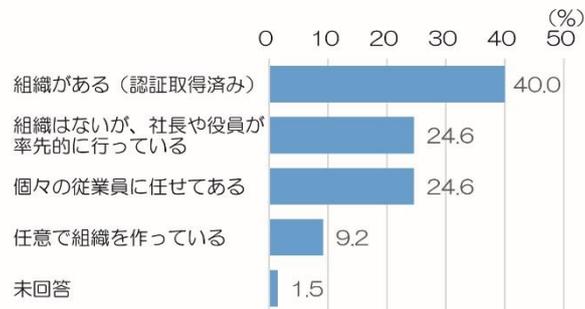
(4) 事業所の形態



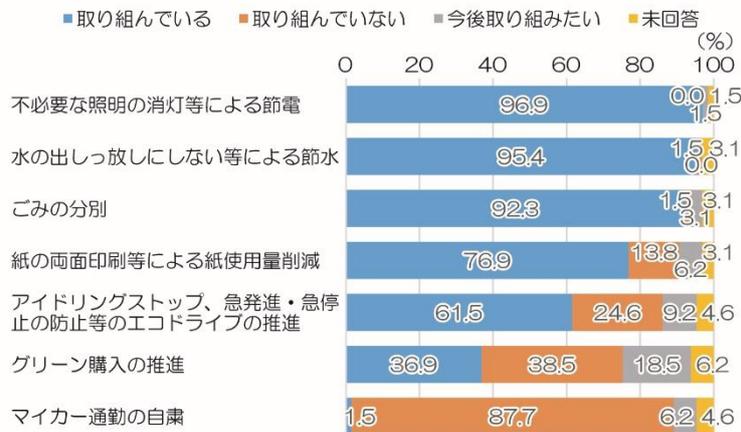
質問2 事業所の環境保全に向けた具体的な取組について



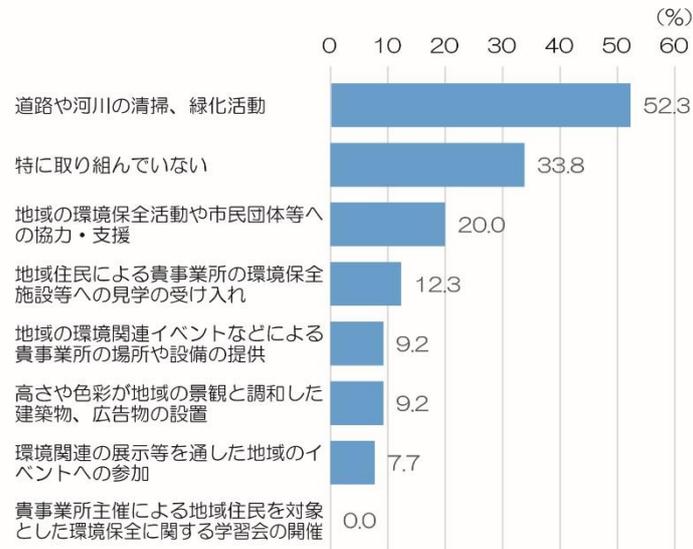
質問3 事業所での環境に関する組織の有無について



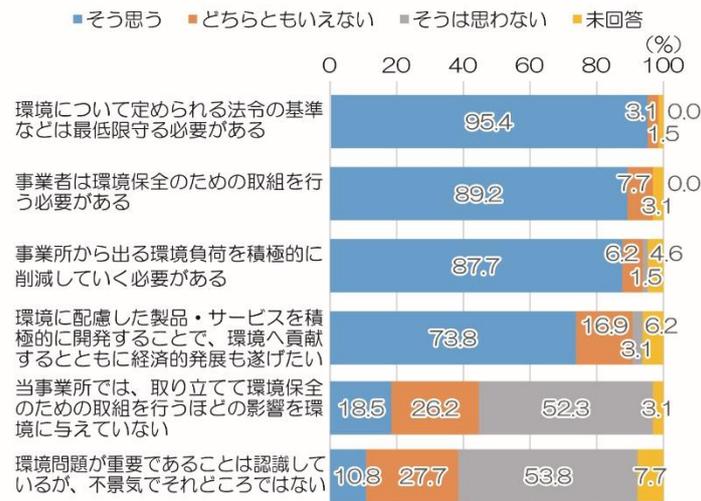
質問4 事業所での環境保全に向けた従業員への指導について



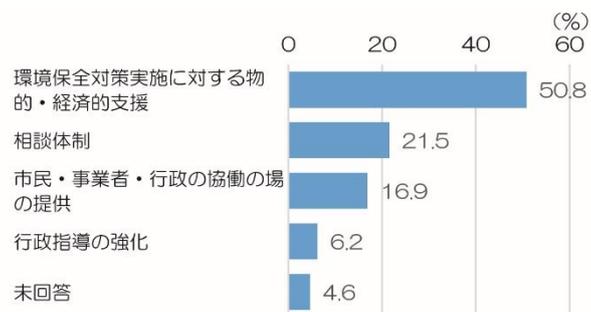
質問5 事業所での地域の環境保全に関する活動への参加・協力について



質問6 事業所での環境問題に対する考え方について

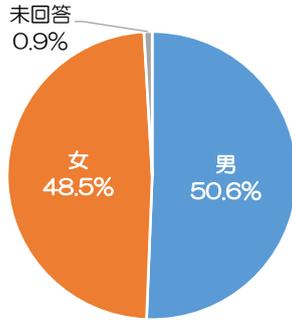


質問7 事業所における環境保全の取組を行う上で行政へ期待することについて

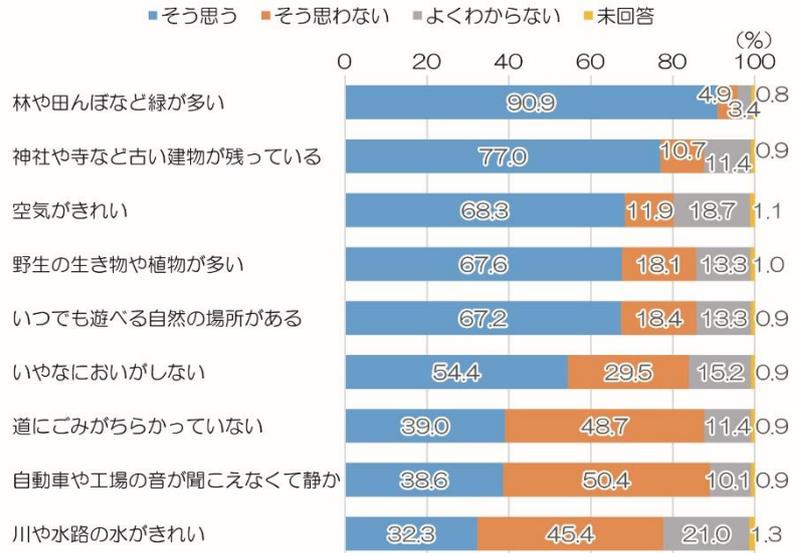


小学校アンケート調査結果

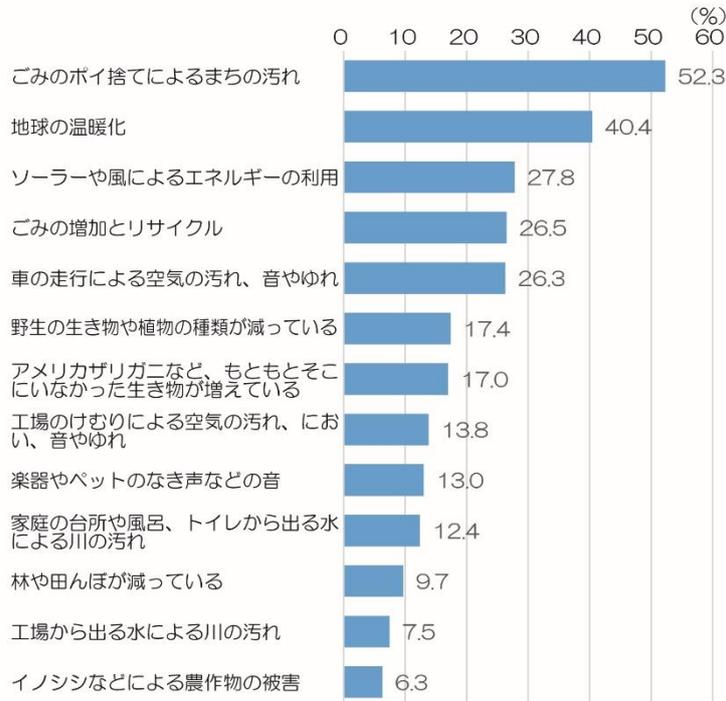
質問1 回答者の性別



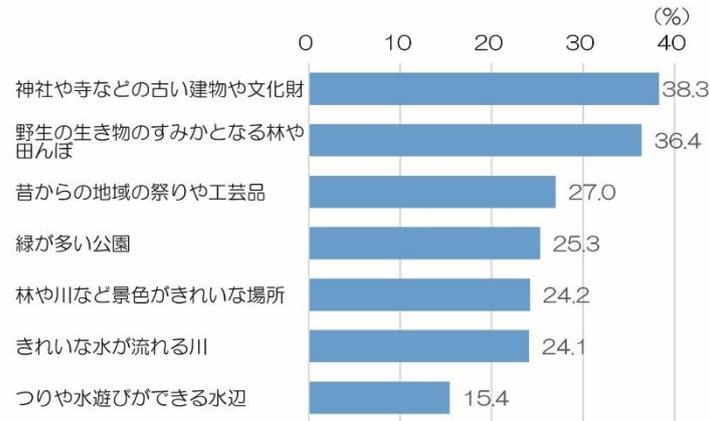
質問2 家や学校のまわりの環境について



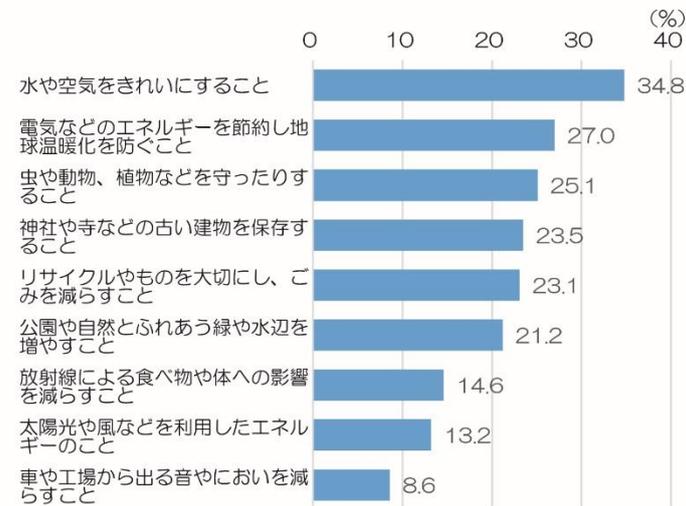
質問3 地域の環境への関心について



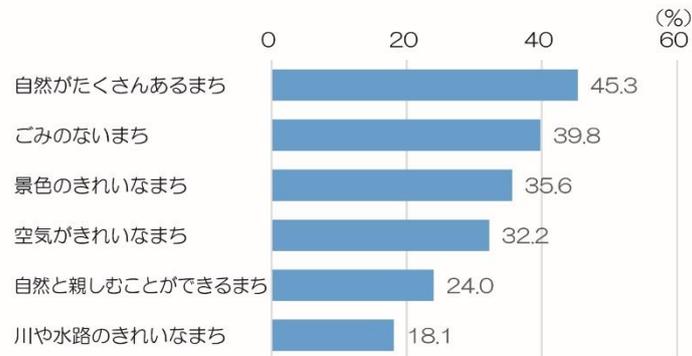
質問4 家や学校のまわりでの保全すべき環境について



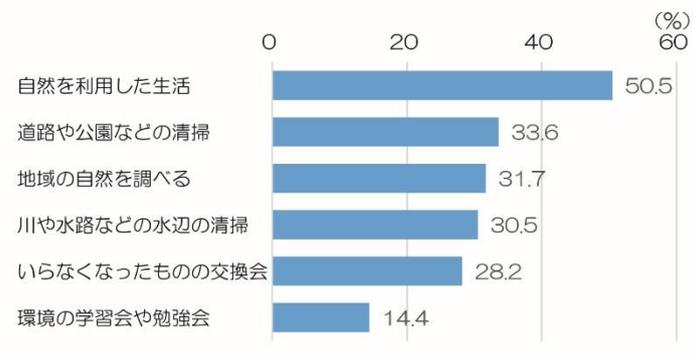
質問5 環境について知りたいことや学びたいことについて



質問6 環境の将来について

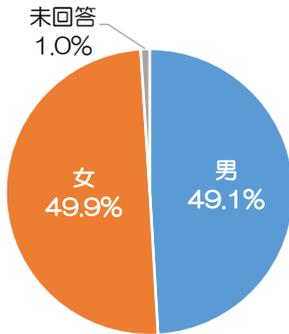


質問7 居住地域の環境を良くするために実施したいことについて

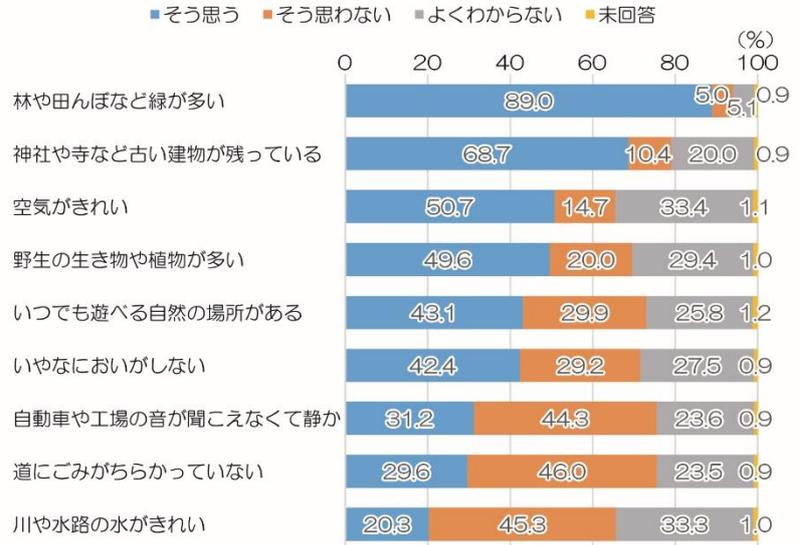


中学校アンケート調査結果

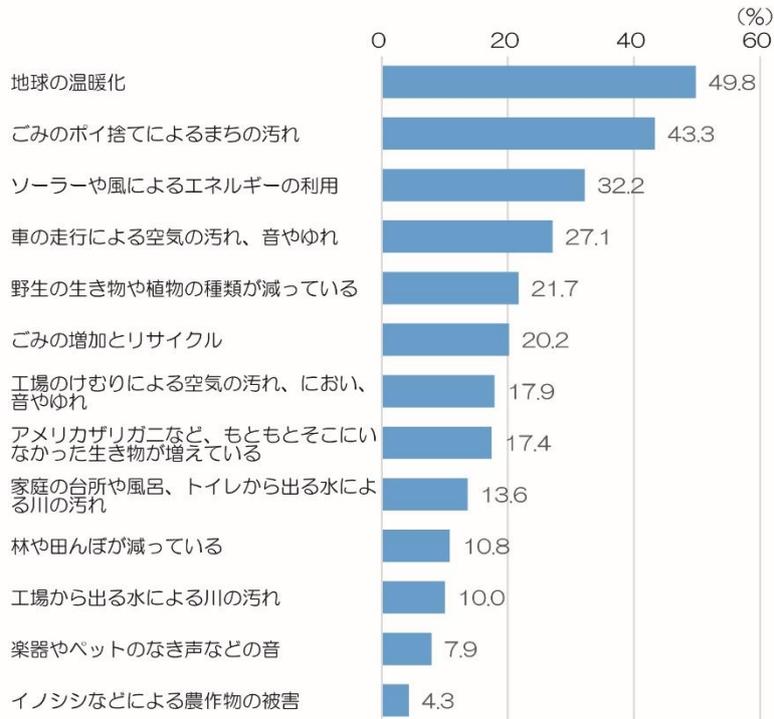
質問1 回答者の性別



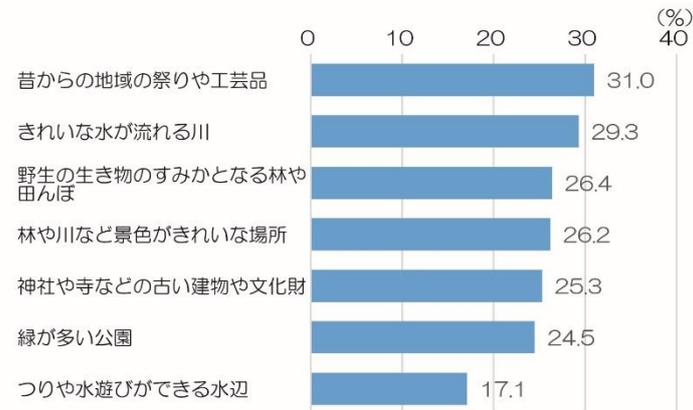
質問2 家や学校のまわりの環境について



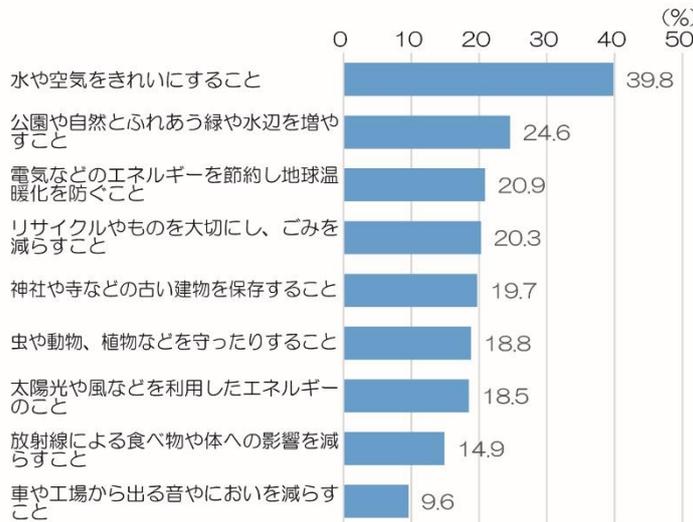
質問3 地域の環境への関心について



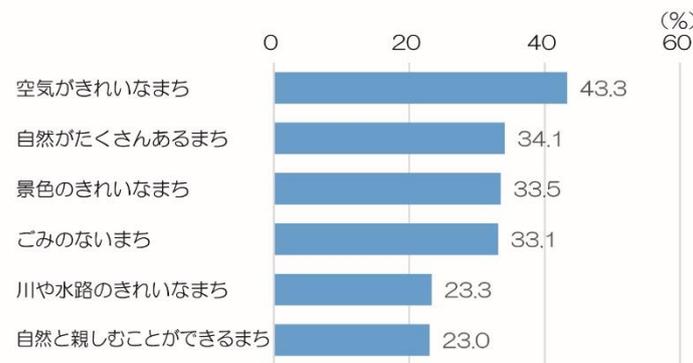
質問4 家や学校のまわりでの保全すべき環境について



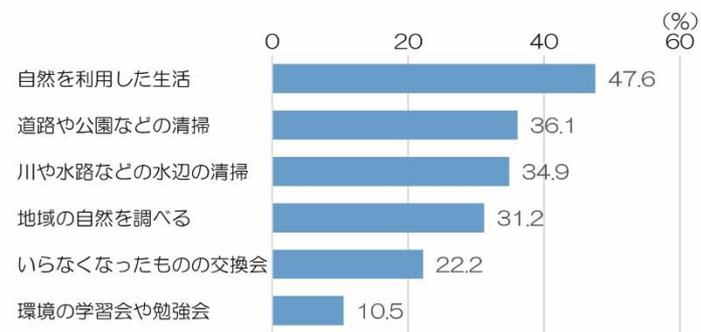
質問5 環境について知りたいことや学びたいことについて



質問6 環境の将来について



質問7 居住地域の環境を良くするために実施したいことについて



あ 行

ISO14001

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が運営する環境マネジメントシステムに関する国際規格、事業活動において環境保全対策を計画・実施し、その結果を評価・見直ししていくことで環境負荷の低減を継続的に推進する仕組みをいいます。

アイドリングストップ

信号まち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させることをいいます。

茨城エコ事業所登録制度

地球温暖化や廃棄物の増加など、環境問題に対する意識向上のため、茨城県で実施している登録制度です。環境負荷の低減に配慮した取組を積極的に実践している事業所を登録し、広く県民に紹介することにより、環境への負荷の少ない社会づくりを目指しています。

茨城エコ・チェックシート

省資源、省エネ、節水の実践などエコライフに取り組むための知恵とヒントが数多く紹介された茨城県で発行する家庭向けのチェックシートをいいます。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第2項において、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

エコアクション21

環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法に取り組んでいる事業者等を認証し登録する制度です。特に、中小事業者に広がっています。

エコドライブ

自動車の運転時に、急発進急加速を避けることや、エアコンの適正使用、アイドリングストップなどに気をつけるとともに、渋滞を回避したり不要な荷物をおろすといった燃費向上に資する取組をいいます。

LED

通常の電球や蛍光灯にかわり、省電力で長寿命な発光ダイオードを用いた照明のことで、省エネルギーの効果が高いことから、全国の公共機関等で採用されています。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。温室効果ガスとしては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が主な7物質となります。

か 行

外来種

外国に分布していた生物のうち、なんらかの要因で日本にも分布するようになった種のことです。移入種と外来種には差異はないものとするものや、外来種は人為的要因が強く、移入種は自発的要因を含むものもあります。

化石燃料

生物の死骸や枯れた植物などが地中で変質してできた燃料のことをいいます。石油や石炭、天然ガスなどがあり、エネルギーの約85%は化石燃料から得ていますが、大気汚染や地球温暖化、酸性雨などの原因となるほか、再生産ができず有限であることから、使用量の削減や化石燃料に代わる新たなエネルギーの確保が課題となっています。

合併処理浄化槽

し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のことです。生活排水は、河川などの水質汚濁の原因となっており、浄化槽法の改正により（平成13年度施行）、浄化槽の新設時には合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

環境基準

環境基本法の第16条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標で、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

環境マネジメントシステム

企業などが環境保全のための行動を計画、実行、評価するために方針や目標、計画などを定め、これを実行、点検して見直すシステムのことをいいます。

揮発性有機化合物

常温、常圧で空気中に揮発しやすい有機化合物で、石油由来のベンゼン、トルエン、キシレンなどの炭化水素類や、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンなどの有機塩素系化合物があります。揮発すると大気汚染物質となり、水に溶解すると土壌や地下水汚染の原因物質となります。いずれも発がん性があり、排出基準や環境基準が定められています。

原風景

人の心の奥にある懐かしさの感情を伴う風景または心象風景を指します。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒドなどの酸化力の強い大気汚染物質のことをいいます。眼や気道の健康障害が起こる光化学スモッグなどの原因になります。

光化学スモッグ

工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や炭化水素などが紫外線に反応してつくられるオゾンやアルデヒド、エアロゾルが空中に停留してスモッグ状になることをいいます。人の健康に悪影響を及ぼすため、大気汚染として問題視されています。

こどもエコクラブ

環境省では、平成7年から地域において環境保全に関する活動を行う数人～20人程度の小・中学校等のグループを「こどもエコクラブ」として登録し、様々な活動のための支援を行っています。

さ 行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、中小水力や風力、バイオマス、地熱など、再生可能な特徴を持った次世代のエネルギーをいいます。

里地里山

都市と自然との間に位置する山あいなどの集落(民家)とこれらを取り巻く林地や農地、川、池などを1つのまとまりとしてとらえた地域概念のことをいいます。一般的に、集落を取り巻く林地を里山、それに農地などを含めた地域を里地と呼んでいます。

次世代自動車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べ、排出ガス中の汚染物質の量や騒音、化石燃料の使用量が少ない自動車のことです。電気自動車、バイオ燃料自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車などをいいます。

循環型社会

有限である資源を効率よく使うとともに、可能な限り再生産し、資源が輪のように循環する社会の考え方です。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多いほど高い数値を示します。

生物多様性

地球上の生物は、約40億年に及ぶ進化の過程で多様に分化し、生息場所に応じた相互の関係を築きながら、地球の生命体を形づくっています。このような多様な生物の世界を「生物多様性」といいます。生物多様性は、生態系のバランスを維持する上で重要であるばかりでなく、私たち人間の生活にも計り知れない恵みをもたらしています。

た 行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。ごく微量でも発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質を持つと言われています。塩素を含むプラスチック類の燃焼などに伴って発生するため、ごみ焼却施設などからの発生が問題となっています。

多自然型川づくり

河川が本来持っている生物の生育・生息環境に配慮するとともに、美しい自然景観の創出・保全を図る整備手法を指します。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める効果があります。近年、化石燃料の燃焼等の人間活動の拡大に伴い、大気中の温室効果ガスが増加しており、将来地球の気温が上昇し、生活環境や生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されています。1990年から2100年までの間に、地球の平均地上気温は1.4～5.8℃上昇し、海面水位は9～88cm上昇すると予測されています。

沖積低地

主に河川による堆積作用によって形成される平野の一種を指します。河川の流速が遅くなり、運搬されてきた土砂が堆積して平野を形成します。

な行

二酸化窒素

物の燃焼によって発生します。呼吸器系の疾患の原因となっています。

は行

バイオマス

本文中では、バイオマスエネルギーを指しています。バイオ(生物資源)とマス(量)を組み合わせた言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたものをバイオマスといい、それをもとに発生するエネルギーをいいます。バイオマスの種類としては、紙、家畜ふん尿、食品残渣、木材などがあります。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒子の大きさが2.5μm以下の非常に小さな粒子のことです。物の燃焼などにより排出されるものと、大気中での化学反応により生成されるもの、自然由来のものがあります。粒径が非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系疾患のほか循環器系への影響が懸念されます。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が10μm以下のものです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがあります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。

放射性物質

放射線を出す性質を持つ物質のことで、その性質を放射能といいます。

ら行

レッドデータブック

希少な野生生物の保護をはじめとする施策を推進するため、生息・生育する希少な野生生物の現状を明らかにすることを目的とした図書で、茨城県版及び環境省版が発刊されています。

筑西市環境基本計画

発行年月：平成29年3月

編集／発行：筑西市市民環境部環境課

茨城県筑西市丙360番地

T E L 0296-24-2111

F A X 0296-24-2274

市ホームページ <http://www.city.chikusei.lg.jp/>

